STOP! 労働災害

2015 12月1日 ▶ 2016 4月30日

# 安全衛生教育促進運動

平成27年度

**事業主の皆さん！**

労働安全衛生法により

**雇入れ時教育・職長等教育・技能講習・**

**特別教育**などが**義務づけ**られています。

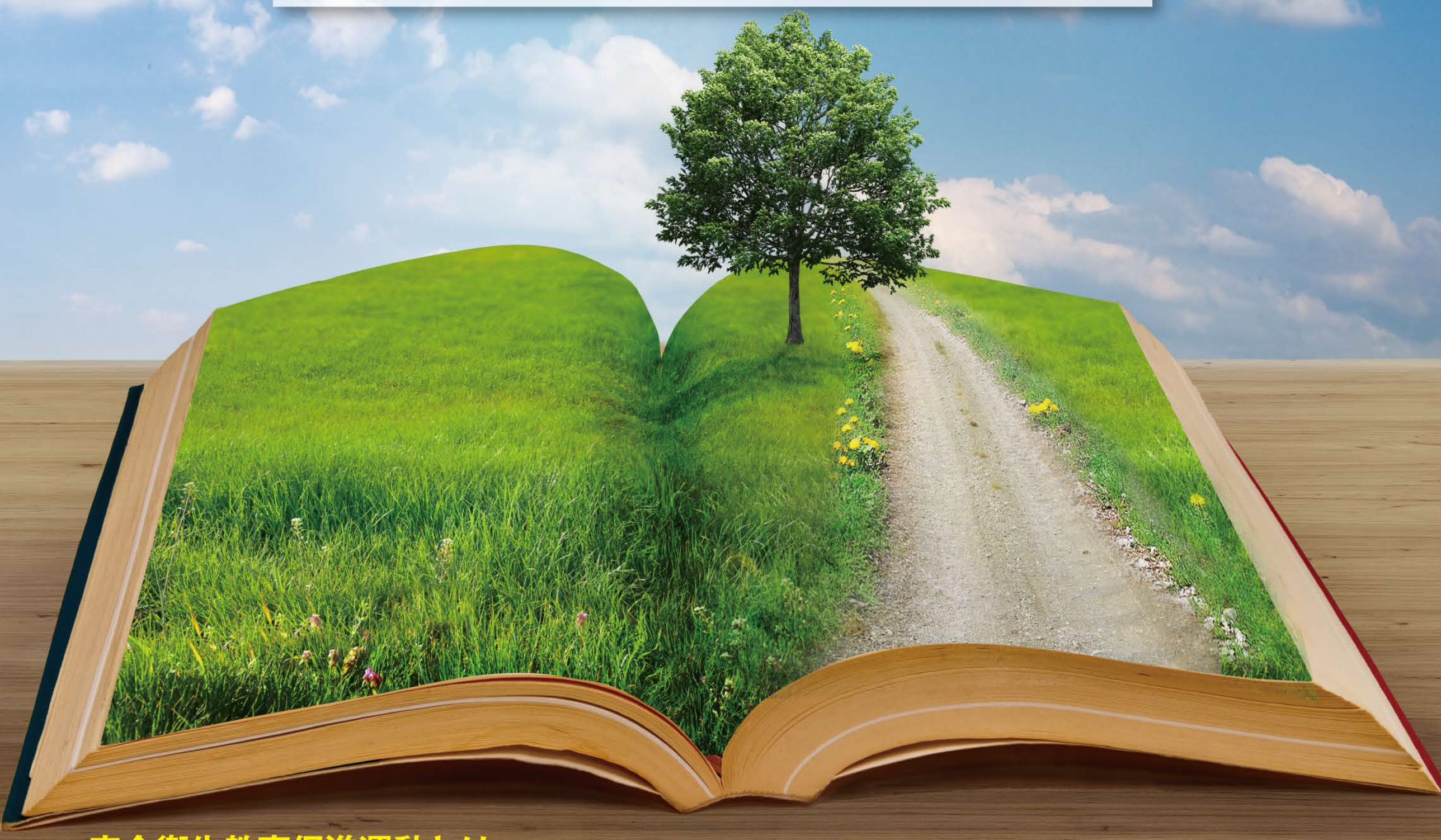

## 安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会（中災防）が主唱し、厚生労働省後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）等及び全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は、国の「安全衛生教育推進要綱」（平成３年１月２１日付け基発第３９号）や第１２次労働災害防止計画の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

主唱：中央労働災害防止協会　後援：厚生労働省

# 正しい知識で　職場を安全・健康に！

我が国の労働災害発生状況について、平成２７年上半期の速報値では死亡災害、死傷災害が前年同期比で減少しているものの、重大災害は増加を示しており、労働災害防止に向けて更なる取組が必要です。こうした中、同年８月に厚生労働省から業界団体等に対し「平成２７年下半期の安全衛生対策の推進について（取組依頼）」（以下「取組依頼」という。）が通知されました。

この取組依頼では、雇入れ時教育の徹底など安全衛生教育の実施が求められています。

特に **雇入れ時教育**・**職長等教育**・**作業内容変更時教育**・**特別教育** 等の徹底や **就業制限業務に係る資格取得** は労働安全衛生法で **義務付け** られており、労働災害を防止するうえで大変重要です。

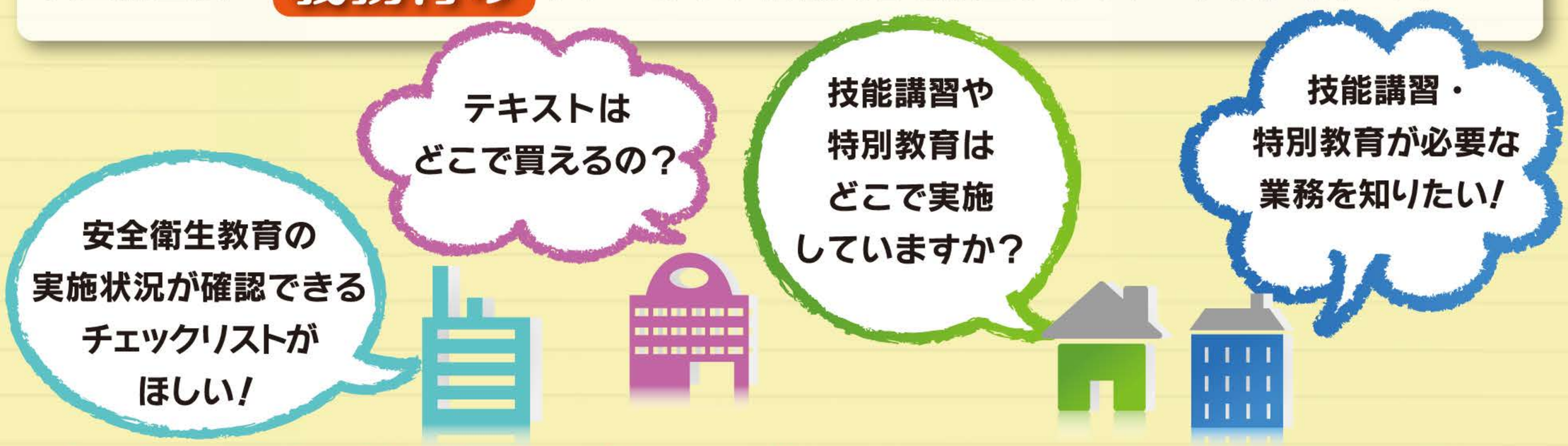


## 安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら　安全衛生教育促進運動　で　検索

## 安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会　安全衛生教育相談窓口》

電　話　03-3452-6296　　メール　koho@jisha.or.jp

### 協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、一般社団法人仮設工業会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益財団法人産業医学振興財団、一般社団法人全国登録教習機関協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人日本クレーン協会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、日本労働災害防止推進会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会